

久喜市告示第198号

久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める市税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下、申告等）に関する期限について、令和6年1月23日久喜市告示第40号により別途告示で定めることとされている期日（令和6年1月1日以降に到来する地方税法第312条第3項第3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入の期限を除く。）については、次に掲げるとおりとする。

令和6年4月30日

久喜市長 梅田修一

対象となる申告等の期限		指定する期日
普通徴収に係る個人の市民税 に係る納期限	令和6年1月1日から 令和6年5月30日までの間に 到来するもの	令和6年5月31日
固定資産税及び都市計画税 に係る納期限		
給与所得に係る個人の市民税 に係る特別徴収税額の納期限		
上記に掲げる期限以外の申告等の期限 ※ただし、本来の申告等の期限が、右記の指定する期日以後に到来するものについては、当該定められた期限		